

「誇りを持てる街」「住んでみたい街」への第一歩

50年、100年先を見据えたまちづくりの第一歩として、景観法に基づく「八潮市景観計画」、都市計画法に基づく「高度地区」、屋外広告物法に基づく「八潮市屋外広告物条例」を定め、各制度の連携による「調和の取れた街並み形成を図った新たなまちづくり」がスタートしました!

☎ 都市デザイン課 ☎ 内335・346

景観計画

(建造物の誘導基準) 平成19年3月30日決定

市全体の約8割は皆さんが所有・管理する土地となっており、「八潮の街並み」は皆さんが作り出しているといっても過言ではありません。

そこで、皆さん一人一人が「良好な街並み形成」を意識していただくため、市域を下図のように区分し「景観形成基準」「色彩基準」を定めました。

皆さん、これから建築物等を建築される場合は「基準」に配慮して、後世に誇れるまちづくりを進めましょう!



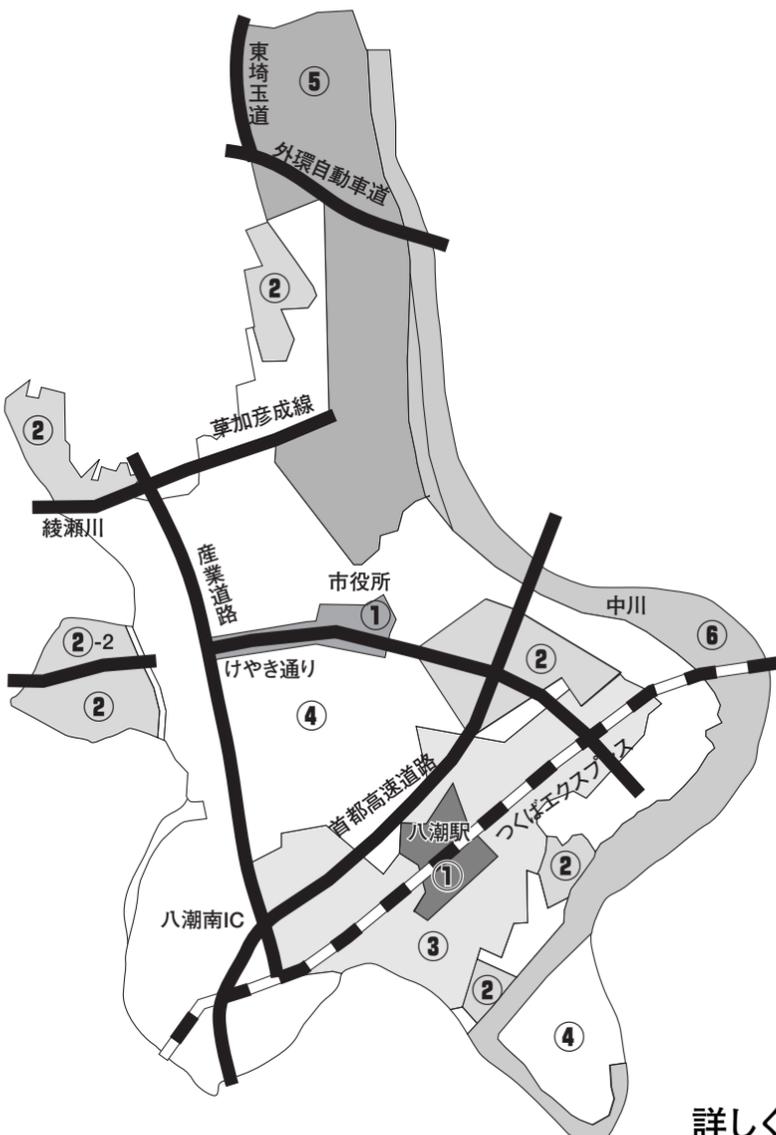
第15回生涯まちづくり大賞受賞建造物「株式会社やなぎ」

市域の区分

市域を景観特性格別に6区分し、区分ごとに誘導方針を定めています。

①中心商業地、②工業地、③新市街地、④既成市街地、⑤北部地域、⑥中川および堤外地

なお、駅周辺の商業地(商業地域および近隣商業地域)は「駅周辺商業特定区域」として別に区分しています。



景観形成基準(建築物等の誘導基準)

建築物等を建築する際の配慮事項を区分ごとに定めています。

具体的には、配置、高さ、規模、形態意匠(外壁・屋根・バルコニー・屋外階段・緑化・設備・色彩)、外部空間、広告物などについての基準を定めています。

色彩基準

建築物等の外壁に使用できる「色」の基準を区分ごとに定めています。

具体的には、色相(赤、青、緑、黄などの色)により、明度(明るさ)と彩度(鮮やかさ)の範囲を定めた基準となっています。

届け出(平成19年7月1日~)

基準については、すべての建築行為等に適合させていただくことを基本としていますが、特に景観形成上影響がある一定規模以上の行為については、届け出が必要となります。

【届出対象行為】

- 延べ床面積が500平方メートル以上または高さ12メートル(おおむね4階)以上(増築により超える場合も含む)の建築物の新築、改築、増築、外観の変更
- 5戸以上の新築行為を一体的に行う場合
- 建築基準法第88条第1項および第2項に規定する工作物の新設または外観の変更

※ 駅周辺商業特定区域はすべての建築物が対象となります。

詳しくは、市ホームページの「八潮市景観計画」をご覧ください。